

平成24年度 第4回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成24年7月20日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成24年度 第4回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成24年7月20日（金）
- 開会時刻 午前10時05分開会
- 開催場所 高野町役場2階 大会議室
- 出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實 4番 柳葵
5番 井阪晴美 7番 梶谷廣美 8番 西山一高
9番 井手上治己 11番 井阪征郎

以上9名出席

- 欠席委員 6番 中林敬 10番 尾家富千代 12番 新谷敏捷

以上3名欠席

- 事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下西修造 門谷佳彦 岡本哲明

- 関係者 出席者なし

- 議事事項 議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程の決定について

報告第4号 農用地利用集積計画（案）の取下願について

- 議事内容 次のとおり

*****午前10時05分 開会*****

事務局 それでは、平成24年度第4回高野町農業委員会定例会を開催いたします。
本日の委員会ですが、出席委員が9名、欠席委員3名、欠席委員は6番中
林委員、10番尾家委員、12番新谷委員です。
高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本
日の委員会は成立しておりますので御報告をいたします。
それでは開催に当たり、事務局長よりごあいさつを申し上げます。

事務局長 おはようございます。雨の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます
います。
きのう、おとといまで、高野山も猛暑というんですか、30度を超えまし
て、きょうは朝から雨ということで、皆さんご出席していただきまして、あ
りありがとうございます。
きょうは、案件でございますが、2件、皆さんに御審議していただく案件
がございます。1件につきましては、前回の農業委員会で提案した案件でご
ございますが、また詳しくは事務局のほうから御説明させていただきますが、
取り下げということが総務課のほうから出てまいりまして、詳しくまた御説
明させていただきますので、御審議いただきたいと思います。
約1時間の会議を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局（門谷佳彦）

続きまして、審議に入らせていただきます。
まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録の署名委
員を議長より事前にお選びいただいております。本日の署名委員につきまし
ては、3番下名迫委員、5番井阪晴美委員にお願いをいたします。
続きまして、議長の選出につきましては、高野町農業委員会会議規則第8
条により当委員会の会長となっておりますので、井阪会長、議事進行をよろ
しくお願ひいたします。

井阪（征）議長

それでは、高野町農業委員会を開催します。
議案第5号、農地利用集積円滑化事業規程の決定について、事務局より説
明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第5号、農地利用集積円滑化事業規程の決定について。
高野町長より、農業経営基盤強化促進法第11条の11第3項の規定によ
り、別紙のとおり審議依頼がありましたので農業委員会の決定について意見

を求める。

平成24年7月20日提出。

高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページをごらんになっていただきますように、お願いいたします。

この件につきましては、平成22年に農業経営基盤強化の促進に関する基本構想が農業委員会の承認を得て、本町におきましても基本構想が設定されております。この基本構想に新たに農地の利用集積円滑化事業というものが設定されております。基本構想について、高野町が定め、その中に農地利用集積円滑化事業というものがあリまして、簡単に申しますと、農協さんが地主さんから農地を借り受け、それを個人の方に貸し付けるといふものでございます。今まで農協さんが仲介に入るには、農地保有合理化法人になる必要があり、事業を行っておりましたが、法改正によりまして、農地利用集積円滑化事業をとり行う団体でなければ、その事業ができないというふうになりました。

今回、農地利用集積円滑化事業を実施する組織として、以下、農地利用集積団体と申しますが、を希望することとして、紀北川上農業協同組合より高野町長に対し、農地利用集積円滑化事業規程の申請がございました。農協におきまして、6月27日の総代会で承認を得て、各市町村にこの別紙の4ページの依頼があったということになります。

高野町は、紀北川上農業協同組合を円滑化団体として承認するためには、農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の規定により、事業を行う市町村の承認を得る必要があり、申請を受けた市町村は同法に基づく承認をする場合、事業規定に農地売買等の事業に関する規程がある場合は、同法の規定により農業委員会の決定がなければならないとなっております。この円滑化事業の5ページから以降に農協の規定がございまして、その中に、農地の売買事業というのが項目としてございまして、その関係で同法の規定に基づいて農業委員会の決定を入れる必要がございまして、今回、本委員会に定例会で付議したものでございます。

詳細については、この規定が5ページから8ページまで規定がございまして、9ページから11ページに実施要領がございまして、参考に12ページから、抜粋の欄から12、13で、紀北川上農業協同組合の定款がこの事業による変更で、13ページの事業の中の7番に赤線しておるところが今回追加された分の10条の規定が追加されたことが定款に変更があり、これを農協のほうで承認を得てということで、町村に対し承認申請があったものでございます。農業委員会について、この内容について審議を願います。

以上です。はい、事務局より御説明いたします。

井阪（征）議長

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質疑がありましたら、御意見を申し出てください。

柳委員 はい、4番柳です。
これは、面積は、だれでもいいんですか。

事務局（門谷佳彦）

基本的に、面積要件というのは農業経営基盤強化促進法の基本構想である分
で、もう1反ぐらいは最低だと思えますが、特に面積規定というのはないので、
この場合、農地を貸してという出し手さんは、農業協同組合の円滑化団体に白
紙委任、「だれに貸してもいいから使ってよ、うちの土地」というふうなこと
をするのが基本になります。それに基づいて、農協さんが借り手さんを探す
という事業になりますので、この背景には農業者戸別所得補償の事業とか、人と
農地の問題という事業で農地利用集積という事業がございまして、その関係上、
法律で各市町村に置かなければならないルールがありますが、この管内、橋本、
高野、かつらぎ、九度山の管内の紀北川上農業協同組合さんのほうで、従前ま
で同様の事業をやっていた関係で、今回、事務局を持っていただいて運営して
いただくようになってございます。

以上です。

下名迫委員 はい、3番下名迫です。
これに対して、農業委員はどんな役割、どんな仕事があるのかな。

事務局（門谷佳彦）

基本的には何もありません。

下名迫委員 はい、3番下名迫です。
何もない。

事務局（門谷佳彦）

従来どおり、農業委員会として農地のあっせんとかというものをやられて
いるようになりますので、その中でやり方の一つ、今まで農業委員会を通じ
て貸し手さんとマッチングしてもらおう方法と、今回の場合は「もうだれでも
いいから、みんな、だれかにしてよ」というのを出すのに農業協同組合、J
Aさんのほうにお任せするという話になりますので、農業委員会としての仕
事としては、遊休農地であるとか、耕作放棄になっているとか、もう自分の
土地をどうしようもないからだれかにしてほしいという情報収集をしていた
だと、プラスアルファ、それに対するアドバイス、この事業もあります、
これもありますというふうな役割が今後、考えられると思います。

柳委員 はい、4番柳です。
作り物は何でもええのかな。
もし、その規定というのはないですか、作物で。

事務局（門谷佳彦）

特段、その規定ありませんが、農地を有効的に使うという、いわゆる今までどおり、農業経営基盤促進法で利用集積の申し出というのはたびたび審議していただいておりますので、その審議で違和感のあるようなもの以外では大丈夫だと思いますので、作物に関しては、作物であれば問題はないと思いますけれども。問題ないですね、問題ありません。

柳委員 はい、4番柳です。

そしたら、農協に先に申し込むというか、手続はどうなるのかな。

事務局（門谷佳彦）

まず、最初に、農協さんに対してはっきりまだこれから以降、実施要領というのができていってから、実施要領がここにございますが、それに準じて契約をするとかという項目ですね、この事業でございましてから10ページのほうに委任状、契約の締結をするとか、そういうふうなのが書いております。

ただ、ここの実施要領ちょっとで説明が抜けておったところがございますが、農協のほうでも何でも持ってきたら何でも受けるよというわけでもございませぬので、この実施要領の中で受任の適否の判断というところが第6条のところがございますので、ここに該当する部分である場合は、農協さんとしては受けないという判断をすることがございます。例えば、どこにあるかわからへん土地であるとか、鳥獣害がひどいからやっていない土地や、著しく生産性が悪いようなところですかね、現地への接道とか、いわゆる機械が入れへんとか、もう著しく条件不備なところで、明らかに借り手が見つからないことが想定される現地については、農協さんは断るということができるといことが、この実施要領のほうで記載されております。まだ確定ではないですが、農協さん自体の組合員さんから「これ、だれかに借りてよ」と言われたやつを「いや、無理よ」と言うのは、なかなか農協の立場で言いにくいという話があるので、今後、農業委員会を含めた上でここの検討をどうですか、マルバツという照会は農協さんから来る可能性もあるかもしれないです。まだ、その辺が確実に決まっていますので、一方、その要領次第で出てくるかと思えます。

井阪（征）議長

ほかに御意見。

井阪（晴）委員

はい、5番井阪です。

私らは、今こうして農協さんがあっせんしてくれるという話を聞かせてもらっていますけれど、一般の百姓をしておられる方はこういう制度があるということどんな形知ることになるのでしょうか。

事務局（門谷佳彦）

その件に関しましては、JAのほうで組合員に対して毎月出される発行誌、トライアングルですか、そこに掲載するというのと、あとその他、農協の関係部署でそういうことがありますよということを周知する、プラスアルファ、あと農協におられます、各支店におります営農指導員のほうから農業者に対して話をする。

市町村におきましても、広報等で年に1度、もしくは2回ぐらい、広報によって農業委員会、また市町村との連名、もしくはどちらかで広く町民の方に御案内するのと、あとは農業委員さん自体が担当地区の農地の方、所有者の方にこのような事業がありますよというふうなことのアドバイスをして広めていくと。基本的には、組合員さんである場合は、農協さんのトライアングルという広報誌で募集をすると。それ以外の方もおられるので、市町村としてホームページはなかなか見ないと思うので、広報、お知らせ版か何かで町民の方に御案内をすると。個別に相談が事務局等にあった場合は、こういう方法もありますよというふうなことで周知をして、農地の集積を図っていくということを目的としております。

井阪（征）議長

他にありませんか。

柳委員

ないです。

井阪（征）議長

ないですか。

各委員

（各委員より「はい」の声あり。）

井阪（征）議長

御異議がなければ、議案第5号について可決とし、高野町長へ通知いたします。

次の議題は、報告第4号農用地利用集積計画の取り下げについて事務局より説明を願います。

事務局（門谷佳彦）

次のページをごらんください。

報告第4号農用地利用集積計画（案）の取り下げ願について。

別紙のとおり、高野町長より農地利利用集積計画の取り下げ願が提出されましたので報告します。

平成24年7月20日提出。

高野町農業委員会会長、井阪征郎。

農用地利用集積計画の取り下げについて、本件につきまして、平成24年6月の農業委員会定例会にて御審議をいただき、決定した件でございます。本来、農用地利用集積計画の効力の発生時期につきましては、農業経営基盤強化促進法第20条の規定により、公告日でございます。本件につきましては、平成24年6月26日に公告予定をしておりましたので、そのころに効力の発生するものでありましたが、6月22日の農業委員会決定後、6月26日の公告前に双方での話し合いの結果により、取り下げ願があったということでございます。

取り下げ理由としましては、平成15年の土地を買った時点で、もう既に公共用事業用地という目的で用地取得していましたので、その時点において地目変更を行っていなかったことにより、農地としてはまだ使えるというふうな解釈をしていたため、今回、農地利用集積計画の申し出があったということでございます。審議の内容で整理した中で、原課のほうで再度確認したところ、そういうふうに公共用事業用地となって、既に農業委員会の可否を伺うというジレンマのない、農地でないところの農地の利用集積計画としての申し出があったということが問題であったので、所管する総務課より取り下げ願が提出されましたので御報告をいたします。

以上です。

上田委員 はい、2番上田です。

この前の農業委員会で、わざわざ調整に入る課長が回って、確認をとってきたんと違うの。

そこらの経緯がどうなっているのか。

事務局長 実は、工事関係の用地、高野町が取得したという場所でございます。それで、農業委員会が終わってから総務課のほうから申し出があって、うちのほうも契約書、いろいろな書類を調べたんですけども、あの場所については花坂地区のほうで花を植えたいと。それで、所有者については高野町が所有者になっておるということで、原課のほうできちんと話し合いの中で、高野町の土地であれば使っていただいたらというふうな話の中で、状況を確認したんですけども、すべてすきとって農地として利用を行うという、そういう企画財政課の話なので、農業委員会に諮らせていただいたというのが現状でございます。

それで、高野町の農地になりましたら町の公有財産ということでございますので、総務課のほうから農業委員会のほうへ提出があったわけでございますが、トンネル工事によって取得したという現状の中で、町のほうで地目が変わっていなかったという、そういうふうな現状の中で取り下げたいとなりました。

それでうちの現状、現地の確認をしまして、それで登記分を確認しましたら農地になっておるといような中で、どのような感じで取得されたという経緯よりも、うちの場合は現状が農地であったということで、農業委員会のほうで受け付けさせていただいたんですけども、いろいろ調べていく中でおいて、じゃあ、この農地の取得したときの経緯がもう一回総務課で調べてくれと

いうことで、いろいろ契約書なり、現状、調べていく中において、農地として活用するということについて不適切であるという、そういう判断の中で取り下げになったという経過でございます。

上田委員 はい、2番上田です。
 これは、その時点で農業委員会。

事務局（門谷佳彦）

まず、公共用事業用地というふうにする場合なんですが、法律の中で土地収用法という法律がございます。その中にある道路法で、道路とか公共用事業とか、いろんな土地収用法というような条項の中にありまして、その土地収用法に該当する事業で農地を取得した場合は、農業委員会の許可を要しない行為、いわゆる転用の許可不要要件というふうに農地法のほうで規定されておりますので、その当時について農地であっても、基本的に公共用事業用地として農地を取得する目的を持って売買契約を行っておる事業でございますので、農業委員会の許可を不要案件というふうになります。

柳委員 はい、4番柳です。
 それは、これからどういうふうにしていくといたらおかしいけれど、農業委員はあんまり関係ないけれど、そのまま。

事務局（門谷佳彦）

農業委員会としては、取り下げをしたことでもありますけれど、一応、地目上が農地のまま残っているので、速やかに所有者に対して登記の変更をするように指導するというふうにしておりますので、もう既に所有者のほうには予算措置をするなりして地目変更を行って、適切な管理をしてくださいというふうにはお願いをしております。

 以上です。

事務局長 済みません、もうちょっと補足させてください。

今の土地ですが、一つの一筆の中で、ちょうど花坂をずっと来ましたら新城へ抜けていく道があったんですけども、ここに農地で、畑で持っておったところをトンネル工事によってこういうふうな道をつけるというて、この農地を取得しなければならないということで、この一筆で、分筆で売買されてないという現状がわかりました。

それで、この一筆の中でトンネルの道路について使う分については県のほうで購入して、この部位についても県のほうで購入してございます。それで、この残った部分、残ったこの一画について町のほうで売買しておるというふうな現状で行ってます。

それで、今の現状を見ましたら、道があって、ここに農地が残るとというふ

うな状況で、この中へちょっと盛り土をして、この道から高く、道が高くなっておるといふような現状の中で申請があったときに、ここトンネルなんですけれども、この部分については農地として登記簿にも残っておるといふことで、農地の扱いを考えておりました。それで、農業委員会のほうで御協議いただいた内容ですけれども、この部分について花坂地区の方がここに花を植えたいといふような申し出があったみたいです。それで、うちとしては、農地として活用するのであれば、この盛り土の部分すべて外して農地として一たん戻して活用してくださいという条件の中で、先日の農業委員会で御了解いただいたと思うんですけれども、この部分、公共工事を行うといつてこの農地を取得した際に、県のほうで道路敷、町のほうでこの部分を農地として外しておくべきものが、登記上で外れていなかったといふような現状になりましたので、既にこの分については農地除外という形でございますので、町のほうでこの分については地目変更を行って、農地から除外していくといふことで考えております。

それで、既に売買したときに、当然この部分を町として地目変更する作業が怠っておったといふことでございますので、公有財産の管理といふことで、総務課のほうで先ほどから事務局が言ってましたとおり、速やかにこの分については農地から外していくといふことで考えておりますので、先般、御承認いただきましたこの部分の、高野町の持ち分の農地については取り下げさせていただいて、…、道路用地の公共用地という形で地目変更して農地から外していくということになりますので、御了解いたしたいと思っております。

事務局も勉強不足といふのですか、提出していただいたときに、この部分については調べたところ農地になっておりましたので、それじゃあ、農業委員会の御了解、承認もいただかなければならないし、農地としてこの部分、土もよけてもらうといふことで、担当課に言う中で、そういう活用させてもらうという話で、ここで御説明させていただきましたけれども、農業委員会が終わってから登記簿、売買契約、書類とすべて確認しましたら、こういう現状がわかりましたので、総務課のほうから取り下げが出たといふような感じですので、御了解いただきたいと思います。

西山委員 はい、8番西山です。
面積はどのぐらいです。

事務局（門谷佳彦）
661平米です。

井阪（征）議長
ほかに御異議ありませんか。

井手上委員 はい、9番井手上です。

これは、今、事務局長から総務課のほうから企画財政課やったとか、課、課の話をしているけれど、ここに上がってくるのは町長名で上がってくるのではないのでしょうか。そやさかいに、課の何というより、ちょっとそういう話になってくるとおかしいと思います。

事務局長　すべて高野町から上がってくるという、井手上委員の御指摘は、当然、課が関係なしに、この農業委員会が上がる時は高野町長、木瀬武治の名前で書類が上がってくるということで、課の中の横の連絡体制なり、そういう原因が生じたときに、事務的に処理しておくと、そういうふうなことを御指摘いただいとるんじゃないかと思えますけれども、その点についても高野町全体の中での事務の横の連絡、また事務の処理の仕方について問題があったということで、非常に恥ずかしいお話なんですけれども、私たち、農業委員会の事務局をさせていただいておったといえども、担当課の・・・農業担当の部署でございますので、町長にかわって農業委員会をさせていただいておるということでございますので、御指摘については十分認識してございます。

現状の中で、うちの行政を進めていく中において、もっと担当課の中で、当然うちもこの書類が出たときにもっときっちり調べて、じゃあ、この部分については本当に農地として活用していく中においてということで、農業委員会が終わってから書類を調べる前に事前にいろいろ調べて、本当に農業委員会のほうで御承認いただかなければならない案件かということも、うちも当然調べていくことについて怠ったということも十分認識してございますが、現状の中で、うちのほうとしてわかることは、今現状は登記簿上何になっておるか、畑になってます。登記簿上、田になってますけれども、現状は畑という農地になっておるとい、そこまでの確認しかできなかったということで、こういう売買されて、どういうふうになっておる、分筆、これは一筆を3つに分けて分筆しておる、3つに分けて売買契約をされておったということですがけれども、売買の状況とか中身までは担当課以外はわからないというふうなことで、こういうことが生じてきたと思うんですけれども、これは行政の中ですべての事務を一括してというのは理想で、現実はその細かい事務的なことまでは情報としても流れてこないというふうな現状でございますので、総務課の町長として、まち未来課の町長としてというふうな、多分こういうふうな扱いの中で処理していくべきことになったんじゃないかなと考えてますけれども、当然、担当課から書類が上がってきて、担当課のうちが受けてと、おかしいやないかと、同じ高野町の中で一本ちゃうんかと言われるのは当然ですがけれども、細かい・・・の中で、農業委員会の事務局として書類が上がってきた場合に、じゃあ、これは本当に農地になっておるか、なっていないのかという、現状の中での判断というのはできないというのが今の現状でございますので、こういう当時はどういうふうな感じで購入して、それがどないなあって地目の変更がおくれているとか、そういうことの現状というのは実際うちのほうでもわかりませんので、その辺だけ御理解いただきたいなと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

この農業委員会の事務だけではなく、いろいろな事務の中でも担当課しかわからないような情報というのはたくさんございます。大きい情報については、町で一括して、各課でも同じ情報として持つんですけれども、もう一つ突き進んだ情報というのは担当課しかわからないというふうな事務もございますので、それも今回、すべての課において事務が怠っておったのではないかなということでございますので、御理解いただきたいと思います。うちの担当のほうとしたら、書類が上がってきた時点で農地台帳の確認、現状の確認というのはした上で、農業委員会にかけさせていただいたということですので、その辺だけ御理解いただきたいと思います。

上田委員 はい、2番上田です。

それでは、こういう案件になったということで、農業委員会の我々が前回審議した結果ですけれども、その場所についてどういうふうな計画があるかお聞かせ願いたい。

事務局長 管理計画につきましては、次回の農業委員会のほうでこの部分について、どういうふうな管理計画で、どういうふうに進めていくかというのを次回の農業委員会に調査しまして、発表させていただきます。うちの課で計画が組めるのであれば、今もうお話しできるんですけれども、今後どのような計画をしていくというのは担当課と協議しましてお伝えしたいと考えています。

また、この案件については、農業委員会の中で諮っていただくという案件じゃなしに、町の農地を今後どのような方向で活用していくんだと言われることと思いますので、議題、案件じゃなしに、その他の議題として町の方針というような感じでお話しできるんじゃないかと思います。

井阪（征）議長

それでは、報告第4号については、以上でよろしいでしょうか。

各委員 （各委員より「はい」の声あり。）

井阪（征）議長

以上で、予定していました議案審議は終了いたしました。その他の案件について、委員の皆様及び事務局ございませんか。

事務局（門谷佳彦）

1枚ものの紙を入れさせていただいておりますが、和歌山県農業会議主催の毎年やられている、平成24年度の農業委員会研修会等が開催される予定となっております。ことしの日程と場所につきましては裏面、御参照ください。場所につきましては、3段目にあります、伊都という地方の担当になりますので、ことしは伊都和が地方を合同で行います。日にちは24年8月29日でございます。

時間は午後1時30分から16時、岩出市あいあいセンターというところで開催をいたします。

委員の皆さんにつきましては、御多忙かと思いますが出席のほうをよろしくお願ひしたいと思ひますので、出席できないという委員様がおられましたら後日でも構ひませんので、事務局まで御連絡、御一報をいただきますようお願ひいたします。なお、当日、会場までにつきましては、個々の委員さんのほうで会場のほうに御参集いただひてお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

以上です。

井手上委員 はい、9番井手上です。

場所を、地図だけちょっといただひませんか。

事務局（門谷佳彦）

出席いただひ返事をいただひた後に、委員さんに場所の御案内をさせていただきますので、済みませんがまた、そのようにまたよろしくお願ひいたします。

それと、局長との協議したのですが、参加数が多かったら事務局のほうでもバスを出させてもらって、皆さん御一緒に行っていただひけるのであればバスのほうを考えたりします。1人か2人でしたら、済みませんが、出張旅費という形になりますけれども、それで出させていただひるか、どちらです。

各委員 これはいつまでに出欠の返事が必要ですか。

事務局（門谷佳彦）

8月の10日ぐらひまでに御返事をいただひたらうれしいです。

事務局（下西修造）

事務局からお知らせとお願ひですが、次回、お知らせ版7月号の広報へ掲載していますが、高野町の農業振興地域の整備計画の策定、見直しの策定、それと人・農地プランに係るアンケート調査実施いたします。調査対象としまして、町内に住所のある農家さん、農地をお持ちの方に、この調査は農業の実態や今後の営農以降とか、農用地の利用、地域の意向をするには重要な調査でございます。それで、回収しましたアンケートをもとに、整備計画の策定、基礎資料としますので、申しわけございませんが御協力のほうをよろしくお願ひいたします。

井阪（征）議長

他にご意見ありませんか。

各委員 （「はい」の声あり）

井阪（征）議長

これをもちまして農業委員会定例会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

*****午前10時50分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成24年8月1日

会 長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 5番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。